

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称	犬山市市民交通安全協議会補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
			問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山市市民交通安全協議会		代表者名	会長 今枝 稔幸		
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市市民交通安全協議会補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成2年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	当該団体は、犬山市内の町会長で組織され交通安全活動を主とした活動をしており、それに替わる団体は無いため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	交通安全・交通道徳に対する意識高揚を図り、もって市民の安全で快適な地域社会を実現する。					
補助金の額  ( )は一般財源の額	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
	68,000 円	68,000 円	56,716 円	68,000 円		
	(68,000 円)	(68,000 円)	(56,716 円)	(68,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全啓発資材の購入</li> <li>交通安全啓発活動の実施</li> </ul>					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		56,716 円			
	うち補助事業全体の経費		56,716 円			
	うち補助対象経費		56,716 円			
	補助対象経費の内訳		啓発資材購入	56,716 円		
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助率100% 56,716円			
	補助限度額		未設定			
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	講演会の中止等により支出額が補助金額を下回ったため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	町内会運営に関する視察の実施、情報交換など交通安全活動を行い、町会長同士の顔の見える関係の構築、情報共有や識見を広げることにより、地域による交通安全活動の円滑運営を推進することができる。					
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,009 円			
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,009 円			
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和2年度の実績に基づき作成しています。